

令和4年11月28日

# 予 算 委 員 会

阿久根市議会



1 会議名 予算委員会

2 日時 令和4年11月28日（月）

午前10時2分開会

午前11時25分散会

3 場所 議場

4 出席委員

牟田 学 委員長、山田 勝 副委員長、竹之内 和 満 委員、  
川上 洋 一 委員、濱門 明 典 委員、濱田 洋 一 委員、  
竹原 信 一 委員、仮屋園 一 徳 委員、岩崎 健 二 委員、  
木下 孝 行 委員、濱之上 大 成 委員

5 欠席委員

濱崎 國 治 委員

6 事務局職員

次長兼議事係長 上 脇 重 樹、議事係主査 東 岳 也

7 説明員

総務課	課長	中野貴文君
	参事	中野貴文君
	課長	中野貴文君
	補佐兼職員係	中野貴文君
	行 政 係	中野貴文君
	消 防 係	中野貴文君
財政課	課長	中野貴文君
	補佐兼財政係	中野貴文君
市民環境課	課長	中野貴文君
	補佐兼住民年金係	中野貴文君
	主幹兼環境対策係	中野貴文君
福祉課	課長	中野貴文君
	補佐兼福祉係	中野貴文君
	みなみ保育園園	中野貴文君
健康増進課	課長	中野貴文君
	補佐兼国保係	中野貴文君
	保健予防係	中野貴文君
農政課	課長	中野貴文君
	補佐兼農村振興係	中野貴文君
	農政管理係	中野貴文君
水産林務課	課長	中野貴文君
	補佐兼水産係	中野貴文君

商工観光課	課長	尾塚	禎久	君
	課長補佐兼商工振興係	長大野	裕人	君
	課長補佐兼ふるさと納税推進係	長満田	晃典	君
	観光推進係	長船蔵	真一	君
都市建設課	課長	池田	英人	君
	課長補佐兼管理係	長松下	直樹	君
	課長補佐兼建設係	長小筋	隆次郎	君
	維持係	長花田	伸行	君
教育総務課	課長	石澤	正志	君 (兼)
	課長補佐兼総務係	長寺地	英兼	君 (兼)
	管理施設係	長栗林	鉄矢	君
生涯学習課	課長	平田	寿美子	君
	課長補佐兼社会教育係	長朝倉	寛	君
スポーツ推進課	課長	大田	省吾	君
	課長補佐兼スポーツ係	長大下本		護君
学校給食センター	所管	長石澤	正志	君 (兼)
	管理係	長中川	洋一	君
議会事務局	局長	牟田	昇	君
	庶務係	長野中	義昭	君

8 会議に付した事件

議案第42号 令和4年度阿久根市一般会計補正予算 (第7号)

9 議事の経過概要 別紙のとおり

## 審査の経過概要

### ○議案第42号 令和4年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）

#### 牟田学委員長

ただいまから予算委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は、議案第42号、令和4年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）です。

日程は、配付しました日程表のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

ここで、所管課等の説明の方法についてお諮りします。

本件には、人事異動による人件費の補正が含まれます。このことについての説明は、総務課で一括して行うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、審査に入ります。

議会事務局は入室してください。

〔議会事務局入室〕

#### 牟田学委員長

それでは、議案第42号を議題とし、議会事務局所管の事項について審査に入ります。

議会事務局長の説明を求めます。

#### 牟田議会事務局長

議案第42号中、議会事務局所管の部分について説明いたします。

予算書の6ページ、第3表をお開きください。

議会事務局所管分は、債務負担行為の1番上、議会会議録検索システム運用業務委託料及び議事録作成支援システム保守業務委託料の2件であり、その期間及び限度額を設定しようとするものであります。議会会議録検索システムは、平成31年1月から稼働し、現在、ホームページ上で公開中であり、例年、債務負担行為をお願いしているものです。次に、議事録作成支援システムにつきましては、音声データから文字起こしするもので、これまで、議会事務局職員が音声を聞きながら会議録等を作成していましたが、本システムにより事務の効率化が図られております。また、本年第3回定例会の会議録から本システムを利用して作成しており、これまで委託していた翻訳事務が不要となり、経費の削減がなされております。これらシステムは、常時、委託業者により管理、監視及び点検等がなされており、年度内に契約を行うため債務負担行為を設定しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願ひいたします。

#### 牟田学委員長

局長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

#### 竹原信一委員

これは何年間とかいう契約の縛りみたいなものはあるんですか。

## 牟田議会事務局長

これは、1年ごとに契約を行っております。

## 牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第42号中、議会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔議会事務局退室、総務課入室〕

## 牟田学委員長

次に、議案第42号中、総務課所管の事項について審査に入ります。

総務課長の説明を求めます。

## 中野総務課長

初めに、今回の各会計における補正予算は、一般会計を除き、全て職員の給与費等に関する補正であることから、総務課で一括して、その概要を申し上げます。

給与費等の補正の主な内容は、職員の人事異動等による給与費等の調整と併せ、令和3年人事院勧告に基づく期末手当引下げ分で、特別職にあつては0.1月分、一般職にあつては0.15月分を、本年6月の期末手当から減額調整したものであり、それぞれの会計の予算の当該科目において、所要の補正を行うものであります。

それでは、一般会計の給与費明細書を基に申し上げます。

一般会計補正予算書の28ページをお開きください。

アは、会計年度任用職員以外の一般職の職員に関する記載であります。補正後の一般会計の職員数は193人であり、当初予算調製時より3人の減となっております。

給与費のうち、給料につきましては、比較欄に記載のとおり1188万9000円、職員手当は2222万9000円、共済費は284万4000円をそれぞれ減額し、合計で3696万2000円の減額補正を行うものであります。このうち、令和3年度の給与改定に伴う6月期末手当の減額調整分は843万4407円となったところです。そして、他の会計につきましても、一般会計と同様の考えで職員の給与費等の補正を行っているところです。

それでは、給与費等を除く総務課所管分について御説明をいたします。

6ページをお開きください。第3表は、債務負担行為の補正であり、令和5年当初から事務事業の実施手続が必要なものについて、令和4年度中に契約等を行うため補正するものであります。このうち総務課所管分は、3行目の職員定期健康診断業務委託料から5行目の例規執務システム使用料までの3件であり、これらは、前年度と同じ内容を引き続き実施するものであります。

次に、15ページをお願いいたします。歳出の第2款総務費1項16目庁舎管理費10節需用費213万1000円は、庁舎冷暖房空調に要する燃料費であり、ガス料金の高騰により予算額に不足が生じることから補正するものであります。

次に、職員人件費に係る繰出金について御説明いたします。17ページをお願いいたします。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費27節繰出金の241万2000円の減額と同じく3目老人福祉費27節繰出金219万4000円の減額は、それぞれ、国民健康保険特別会計及び介護保険特

別会計にて支弁する職員人件費について、人事異動等及び令和3年度給与改定に伴う減額調整による給与費等の調整を行い、繰出金の減額補正を行うものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

#### **牟田学委員長**

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第42号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔総務課退室、税務課入室〕

#### **牟田学委員長**

次に、議案第42号中、税務課所管の事項について、審査に入ります。

税務課長の説明を求めます。

#### **新町税務課長**

議案第42号のうち、税務課所管分について御説明いたします。

一般会計補正予算書の6ページをお開きください。第3表は、債務負担行為の補正であります。令和5年度当初から事務事業の実施が必要なものについて、令和4年度中に契約手続を行うため補正をしようとするものであります。税務課所管分は、上から6行目の地方税電子申告支援サービス使用料及び次の行の地方税共通納税サービス利用料の2件であります。ただいま説明しました2件は、前年度に引き続き行うものですが、そのうち地方税共通納税サービス利用料は、これまでの個人住民税及び法人住民税に加え、令和5年度から固定資産税と軽自動車税の納付に対応するため、限度額の引上げを行うものです。

以上で説明を終わりますが、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

#### **牟田学委員長**

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第42号中、税務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔税務課退室、福祉課入室〕

#### **牟田学委員長**

次に、議案第42号中、福祉課所管の事項について、審査に入ります。

福祉課長の説明を求めます。

#### **佐潟福祉課長**

議案第42号中、福祉課所管分について御説明申し上げます。

人件費の補正以外では、債務負担行為だけであり、補正予算書の6ページをお開きください。下から3行目の保育園保護者連絡システム使用料の14万円であり、これは、みなみ保育園で保護者との連絡用に使用しているシステムで、令和3年度に導入したものであり、その

費用額14万円を計上しているものであります。

以上で福祉課所管に関する説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

**牟田学委員長**

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

**竹原信一委員**

今のシステムはどんな動きをするのか教えてください。

**佐潟福祉課長**

これは、保護者のスマホの登録を行いながら、欠席の連絡であったり、保育園からのいろいろな連絡を各保護者のスマホのほうに流していくシステムであります。

**牟田学委員長**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第42号中、福祉課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔福祉課退室、健康増進課入室〕

**牟田学委員長**

議案第42号中、健康増進課所管の事項について、審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

**猿楽健康増進課長**

議案第42号のうち健康増進課所管分について御説明申し上げます。

一般会計補正予算書の6ページを御覧ください。

当課所管の債務負担行為につきましては、6ページの9行目、下から2行目になりますが、予防接種用ワクチン購入費及び10行目、個別予防接種業務委託料の2件です。

次に17ページをお開きください。歳出予算から御説明いたします。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費のうち当課所管分は、27節繰出金であり、11月18日に承認いただいた国民健康保険特別会計事業勘定の人件費補正に係る一般会計からの繰出金の減額であります。

次に19ページを御覧ください。第4款衛生費1項1目保健衛生総務費の補正は、人事異動に伴う人件費の補正であり、3目予防費の補正は、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種等に係る所要経費の増額分であり、12節委託料は、個別接種を実施する医療機関への新型コロナワクチン業務委託やワクチン管理業務が主なものであります。

13ページを御覧ください。歳入について御説明いたします。

第14款国庫支出金1項3目衛生費国庫負担金は、新型コロナワクチン接種の際の経費に対する負担金を計上し、2項3目衛生費国庫補助金は、新型コロナワクチン接種業務に係る事務費に対する補助金を計上したものであります。なお、新型コロナワクチン接種業務の所要経費につきましては、全額国庫負担となります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

**牟田学委員長**

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

**竹原信一委員**

6 ページのワクチン購入費。この対象人数は何人で、1 人当たり幾らになりますか。

**猿楽健康増進課長**

債務負担行為に示しました予防接種用ワクチン購入費につきましては、ワクチンの1 本当たりの単価契約により成り立っているもので、このワクチンというのは、日本脳炎ワクチンのほか12種類のワクチンを計上したものであります。

本数で2,500本程度を目途として上げたものでございます。

**竹原信一委員**

1 本で1 人分なんですか、それ。

**猿楽健康増進課長**

1 本当たりで取れる人数分というのは各ワクチンの種類によって違うものですから、そこは詳しくは調べておりませんが、当然、1 バイアルという1 瓶当たりを1 個当たりの単位によって何人取れるというのは、12種類のワクチンごとに異なるものと考えております。

**竹原信一委員**

新型コロナの件なんですけども、子供の接種については、全部の準備はするんでしょうけれども、何%ぐらい接種されると見込んでおりますか。

**猿楽健康増進課長**

現在、子供ワクチン接種というのは、5 歳以上12歳までを小児ワクチン、生後6 か月から4 歳までを乳幼児ワクチンというふうに分けて接種してございますけれども、最近始まった6 か月から4 歳までのワクチンは、接種率はまだ計算しておりませんが、小児ワクチンと呼ばれる6 歳から12歳の物につきましては、今、対象者の30%が接種済みとなっており、その後、伸びがあまりない状況でございます。

**竹原信一委員**

その小児ワクチンの1 人分の金額というのは幾らになりますか。

**猿楽健康増進課長**

コロナにつきましては、特例承認で、国がそれぞれ1 回当たりの医療機関に対する委託料、それが決まっております。1 回当たりの接種の委託料というのが2,070円プラス消費税ということで定められておりますので、ワクチン接種は、その他のワクチンとは違い、コロナの場合は、国が定めた委託料で医療機関に支払いをしているということでございます。

**竹原信一委員**

2,070円プラス消費税は、ワクチンそのものと手数料というか注射、両方が含まれるんですか。

**猿楽健康増進課長**

手数料が含まれており、ワクチンそのもの、薬液やシリンジと呼ばれる注射器というのは全て国から配送されるものです。

**竹原信一委員**

それが幾らかかっているかというのは把握されておりますか。

**猿楽健康増進課長**

物自体の公表というのはされてございません。物で来るものですから、だから、金額というのはちょっと分からないところです。

### 竹原信一委員

公表されてなくてもですよ、担当課なんだから調べれば分かるのではないかと私は思ってるんで、調べてもらうわけにいかないでしょうか。

もともとこれは国民の税金を使ってるわけですよ。それぐらいのことは、担当課で調べることができないようでは困るんですけども、いかがでしょう。

### 猿楽健康増進課長

今のところそれを調べる資料とか、あるいは単価を示したものがないものですから、当然、国がそれを購入して、買っているわけですから単価があると思います。ただ、その現物を市町村は給付されて、現物で各医療機関にお渡しするというのが今の状況ですので、今、調べるとするのはちょっとそこまでは分からないところです。

### 竹原信一委員

阿久根市の健康増進課が厚生労働省に聞くことすらできないということなんでしょうか。

### 猿楽健康増進課長

そこを求められるとするならば、厚生労働省に聞いて、単価とか向こうの情報があるならば、そういうのを聞くことは、私どもからできると思います。

### 竹原信一委員

やって分かったら教えてください。お願いします。

### 牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第42号中、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔健康増進課退室、市民環境課入室〕

### 牟田学委員長

次に、議案第42号中、市民環境課所管の事項について審査に入ります。

市民環境課長の説明を求めます。

### 牧尾市民環境課長

議案第42号のうち、市民環境課所管分について御説明いたします。

初めに、7ページをお開きください。

第3表、債務負担行為の追加について御説明いたします。当課所管分は、1行目の証明書コンビニ交付システム使用料から4行目の指定ごみ袋購入費までの計4件であります。いずれも期間及び限度額を設定し、令和5年4月1日からの円滑な事業着手、継続を行うためのものであります。中でもキャッシュレス決済取扱手数料については、令和5年度から新たに当課を含めた4課で導入予定の手数料等に係るキャッシュレス決済に伴い、事業者との協定を締結するものであり、他の3件は、前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

次に、歳出について御説明いたします。19ページをお開きください。

第4款衛生費2項3目し尿処理費の18節負担金、補助及び交付金の256万9000円は、北薩広域行政事務組合の負担金であり、昨今の国際情勢の影響を受けた燃料価格の高騰により衛生センターの電気料金等の維持管理に係る経費が増額したことから、下期のし尿処理に係る処理負担金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

#### 牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第42号中、市民環境課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔市民環境課退室、農政課入室〕

#### 牟田学委員長

議案第42号中、農政課所管の事項について、審査に入ります。

農政課長の説明を求めます。

#### 園田農政課長

それでは、議案第42号中、農政課所管分について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。補正予算書の20ページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費18節負担金、補助及び交付金の90万円につきましては、現在、令和2年度から令和7年度を実施期間として、県営農村災害対策事業阿久根北部地区を進めておりますが、少しでも早い工事の進捗を図っていくため、北薩管内の同種の県営事業から予算を流用していただけることになり、それに伴う負担金5%も必要となったため、今回の補正をしようとするものです。

次に、補正予算書の25ページをお願いします。11款災害復旧費4項農林水産施設災害復旧費1目単独農業施設災害復旧費14節工事請負費の40万円につきましては、9月18日から19日に本市に接近した台風14号により、大規模ではなかったものの農地1か所が被災したため、単独による災害復旧工事を実施するための補正になります。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。補正予算書は13ページにお戻りください。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金1節農業費分担金の2万円につきましては、単独農地災害復旧事業に係る受益者負担金を受け入れるものです。

次に、14ページになりますが、21款市債1項市債5目農林水産業債1節農業債の80万円につきましては、県営農村災害対策事業阿久根北部地区の負担金90万円に対する財源充当債になります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

#### 牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第42号中、農政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔農政課退室、水産林務課入室〕

## 牟田学委員長

次に、議案第42号中、水産林務課所管の事項について審査に入ります。  
水産林務課長の説明を求めます。

## 大石水産林務課長

議案第42号中、水産林務課所管分について説明申し上げます。

まず、歳出について説明いたします。予算書の20ページを御覧ください。

第6款農林水産業費3項4目漁港建設費の補正額810万6000円は、鹿児島県が実施する阿久根漁港の水産基盤機能保全事業と水産基盤機能増進事業に係る負担金であり、これらの事業により岸壁や臨港道路の改良などが行われるものです。なお、水産基盤機能増進事業につきましては、車止めの設置や臨港道路の改良などが予定されており、当市は事業費の1000万円の20%に当たる200万円の負担を求められていますが、阿久根漁港の整備事業に関連する予算に執行残が見込まれることから、不足分を増額しようとするものです。

次に歳入について説明いたします。予算書の14ページを御覧ください。

第21款市債1項5目農林水産業債の補正額890万円のうち当課所管分は、3節水産業債の810万円であり、歳出で説明いたしました鹿児島県が実施する阿久根漁港の整備事業に係る負担金に充当しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

## 牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第42号中、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔水産林務課退室、商工観光課入室〕

## 牟田学委員長

次に議案第42号中、商工観光課所管の事項について、審査に入ります。

商工観光課長の説明を求めます。

## 尾塚商工観光課長

議案第42号のうち商工観光課所管分について、御説明申し上げます。

初めに予算書6ページから8ページにかけての債務負担行為の補正を御覧ください。

当課所管分は、7ページの上から5行目のJALふるさと納税サイト利用料から8ページの上から2行目のふるさと納税書類保管等業務委託料までの8件であります。ふるさと納税サイト利用料等につきましては、3月議会において債務負担行為を御提案していたところでありましたが、早めに債務負担行為を定めることでポータルサイト運営事業者等との円滑な契約手続や事務処理を行おうとするため、昨年から第4回市議会定例会に提案しているところです。

次に、歳出について御説明いたします。予算書の21ページを御覧ください。

第7款商工費1項1目商工振興費は、職員の人事異動による人件費の補正であります。

2目商工振興費は、説明欄に記載の薩摩國雇用創造協議会負担金と地元企業就労者賃貸住宅家賃支援補助金の2件であります。まず、薩摩國雇用創造協議会は、魅力ある雇用創出や

人材確保に向け、今年度から、近隣の薩摩川内市及びさつま町と本市による広域連携により協議会を設立し、北薩3市町と各経済団体が一体となり、雇用の確保を図ろうとするための取組であります。この事業は、厚生労働省の地域雇用活性化推進事業の採択を受け、今年度から令和6年度まで各種事業を行うものであります。初年度については、国からの交付金が交付されるまでのつなぎ資金として、3市町で当面の経費を負担することとしたことから、今回所要の額を措置しようとするものであります。なお、この負担金につきましては、事業最終年度の令和6年度に精算し、各市町に返還することとしております。次に、地元企業就労者賃貸住宅家賃支援補助金は、今年度からの新規事業として実施している事業であります。現時点での申請者数及び相談件数を勘案し増額しようとするものであります。また、補正額の財源内訳欄の国県支出金1324万6000円は、プレミアム付商品券事業に対する県補助金であります。

25ページを御覧ください。第11款5項1目災害復旧費10節需用費は、本年9月に発生した台風14号により、阿久根大島公園トイレ炊事棟の浄化槽制御盤が破損し、浄化槽が正常に稼働できなくなったことから修繕しようとするものであります。

歳出の説明を終わり、次に歳入についてであります。13ページを御覧ください。

第15款県支出金2項6目商工費県補助金は、地域消費喚起プレミアム商品券支援事業費であり、コロナ禍において、原油価格や物価の高騰を受けた生活者の支援や地域経済の活性化を図るため、市町村が実施するプレミアム商品券の発行等を支援するための県補助金であり、商品券の換金総額におけるプレミアム相当額に県が定めた算定率を乗じた額及び事務経費の50%に相当する経費を県が予算の範囲内で補助するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

#### 牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

#### 竹原信一委員

21ページの薩摩國雇用何とか協議会。これは、実際の話、80万円ほどの金は何に使うのですか。

#### 尾塚商工観光課長

これにつきましては、先ほど説明しましたとおり、当面のつなぎ資金として、主に事務費について3市町で負担するというものであります。

#### 竹原信一委員

事務費とは。

#### 尾塚商工観光課長

当面の経費として300万円ぐらいですが、事務局で使うパソコンの購入経費とか、電話料、そういう当面の事務経費ということで、負担金を各市町で負担するということです。

#### 竹原信一委員

次の地元企業就労者賃貸住宅、これ実例を挙げてどんなふうにお金は出されているか教えてください。

#### 尾塚商工観光課長

事業につきましては、今年度から新規事業として実施するものであります。UIJターン者で地元企業に就職した方の民間の賃貸住宅の家賃の支援を行うことで、市内企業への就

労促進を図ろうとするものであります。補助内容としましては、地元企業に就職するために移住した方または移住後1年以内に市内企業に就職した40歳未満の方で、民間賃貸住宅を賃借し居住している方の家賃への支援を行おうとするものであります。

**竹原信一委員**

例として幾らとかそういう話は。

**尾塚商工観光課長**

補助対象を経費の2分の1で、上限月2万円を補助しようとするもので、補助期間は3年間ということです。

**竹原信一委員**

実例的には、そういう想定あるいは実際行ったみたいな話は。金額幾らとかいうのは、どんなふうを考えているのか。あるいは起こったのかという話をして欲しいんですよ。

**尾塚商工観光課長**

今年度、これまでに、8人に総額56万8000円を交付したところで、約平均3万9900円の家賃になるところです。

**竹原信一委員**

月が。

**尾塚商工観光課長**

はい。当初、5人の申請者を予定していたところではありますが、10月末時点において、13人ほどの相談があることから、今年度13人として、その追加分の補助をしたところでは。

**牟田学委員長**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第42号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔商工観光課退室、都市建設課入室〕

**牟田学委員長**

次に、議案第42号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。

都市建設課長の説明を求めます。

**池田都市建設課長**

議案第42号、令和4年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）のうち都市建設課所管の主なものについて御説明いたします。

補正予算書の5ページをお願いします。

第2表繰越明許費であります。8款土木費2項道路橋梁費の市道改良事業は、市道高之口佐瀉線の改良事業であり、令和5年度に繰り越して執行するものであります。

次に、8ページをお願いします。

第3表債務負担行為であります。都市建設課所管分は、上から3行目の道路維持修繕事業、4行目の河川維持事業については、前年度と同様に速やかに工事に着手できるよう設定しようとするものであります。また、1番下の補助土木災害復旧事業は、令和4年度の災害復旧事業に係る工事請負費であります。令和4年度内に工事完了できないことから債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、9ページをお願いします。

第4表地方債補正の追加であり、現年度発生補助土木施設災害復旧事業に対して限度額を設定するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。25ページをお願いいたします。

第11款災害復旧費6項2目補助土木施設災害復旧費10節需用費14節工事請負費は、台風14号の豪雨により被災した道路3か所及び河川2か所の河川復旧工事を行うものであります。

以上で、歳出についての説明を終わり、次は歳入について御説明いたします。13ページをお願いいたします。

第14款国庫支出金1項10目災害復旧費国庫負担金9節土木施設災害復旧負担金は、歳出でも説明いたしましたが、台風14号の豪雨により被災した道路及び河川の災害復旧事業の工事費に対する国の負担金であり、補助率は66.7%であります。

14ページをお願いします。第21款市債1項10目災害復旧費は、備考欄記載の道路橋りょう施設及び河川施設の災害復旧費に財源充当するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくをお願いいたします。

#### 牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第42号中、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔都市建設課退室、総務課消防係入室〕

#### 牟田学委員長

次に、議案第42号中、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。

総務課参事の説明を求めます。

#### 児玉総務課参事

それでは、議案第42号のうち、総務課消防係の所管する事項について御説明いたします。補正予算書の23ページをお開きください。

今回の補正は、歳出予算のみになります。第9款消防費1項1目常備消防費18節負担金、補助及び交付金の補正は、阿久根地区消防組合への負担金であり、消防職員の給与費等に係る負担金の減額補正になります。補正の主な要因は、当初予算において新規採用職員3名を計上しておりましたが、2名になったことと1名フルタイムの再任用職員を予定しておりましたが、短時間勤務の再任用職員となったことによるものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくをお願いいたします。

#### 牟田学委員長

参事の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第42号中、総務課消防係所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔総務課消防係退室〕

## 牟田学委員長

この際暫時休憩します。

(休憩 午前10時55分～午前11時6分)

## 牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ここで、健康増進課長から発言の申出がありますので、許可したいと思います。

[健康増進課入室]

## 猿楽健康増進課長

先ほどの健康増進課所管の審査について、竹原委員より御質問があった件なんですけれども、ワクチンの接種にかかる事業費の詳細、注射器などの金額につきましては、県の関係課に問い合わせました。その結果、これ自体、公表されていないということで、金額は分からないというところでございます。

[健康増進課退室、教育総務課及び学校給食センター入室]

## 牟田学委員長

次に、議案第42号中、教育総務課所及び学校給食センター所管の事項について審査に入ります。

教育総務課長の説明を求めます。

## 石澤教育総務課長

それでは、議案第42号、阿久根市一般会計補正予算（第7号）について、教育総務課及び学校給食センター所管分について御説明いたします。

最初に、債務負担行為の補正の追加についてでございます。補正予算書の8ページをお願いいたします。

学校給食センター所管分になりますが、上から5行目、学校給食センター燃料用プロパンガス購入費から学校給食センター学校給食業務委託料までの4件について、債務負担行為を設定するものでございます。学校給食業務委託料につきましては、現在の委託期間が令和4年で終了することから、新たに令和5年度から令和7年度までを期間とし、3年間の学校給食の調理業務等に係る費用として、その限度額を1億5000万円に定めようとするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。補正予算書の23ページを御覧ください。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費10節需用費393万6000円の増額は、国の学校保健特別対策事業を活用して、コロナ感染症対策として、消毒液等の購入に係る経費として98万6000円を増額し、さらに昨今の燃料費高騰のため小学校の光熱水費が不足することから、295万円を増額するものであります。次に、17目備品購入費の61万7000円の増は、国の学校保健特別対策事業を活用し、コロナ感染症対策として、サーキュレータ、空気清浄機等を購

入するものでございます。

2目教育振興費は、国の学校保健特別対策事業を活用して、26万1000円を国庫補助金へ財源組替を行うものでございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費10節需用費125万4000円の増額は、小学校費と同様に国の学校保健特別対策事業を活用し、コロナ感染症対策として、消毒液等の購入に係る経費として21万1000円を増額し、さらに昨今の燃料費高騰のため中学校の光熱水費が不足することから、104万3000円を増額するものでございます。次に、17目備品購入費58万7000円の増は、国の学校保健特別対策事業を活用し、コロナ感染症対策として、サーキュレータ、飛沫防止用アコーディオンつい立て等を購入するものでございます。

次に、2目教育振興費は、国の学校保健特別対策事業を活用し、26万1000円を国庫補助金へ財源組替を行うものでございます。

次に歳入について御説明いたします。補正予算書の13ページを御覧ください。

14款国庫補助金2項9目教育費国庫補助金2節小学校費補助金105万6000円、3節中学校費補助金65万9000円は、歳出でも御説明いたしました学校保健特別対策事業に対する国の補助金であり、補助率は2分の1でございます。

以上で説明終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

#### 竹原信一委員

アコーディオンつい立てというのは、どんなふうにするものなんですか。

1個幾らするんですか。何個使うんですか。

#### 寺地教育総務課長補佐兼総務係長

これにつきましては、阿久根中学校の保健室で利用するものなんですけれども、コロナとか、熱発によって保健室を利用される生徒が来た場合に、アコーディオンつい立てをすることによって、ほかの子供たちへの感染を防ぐための目的で購入するものと考えております。

#### 竹原信一委員

何基。

#### 寺地教育総務課長補佐兼総務係長

1基です。

#### 牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第42号中、教育総務課及び学校給食センター所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔教育総務課及び学校給食センター退室、生涯学習課入室〕

#### 牟田学委員長

議案第42号中、生涯学習課所管の事項について審査に入ります。

生涯学習課長の説明を求めます。

### 平田生涯学習課長

議案第42号のうち生涯学習課の所管する事項について、御説明いたします。

歳出についてのみ説明いたします。24ページをお開きください。

10款5項2目公民館費10節需用費の補正額452万1000円は、脇本地区公民館浄化槽の修繕料であります。

以上で生涯学習課所管分に係る説明を終わります。

どうぞよろしく願いいたします。

### 牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第42号中、生涯学習課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔生涯学習課退室、スポーツ推進課入室〕

### 牟田学委員長

次に、議案第42号中、スポーツ推進課所管の事項について、審査に入ります。

スポーツ推進課長の説明を求めます。

### 大田スポーツ推進課長

議案第42号中、スポーツ推進課の所管する事項について御説明いたします。

補正予算書の24ページをお開きください。今回は歳出のみとなります。

第10款教育費6項1目保健体育総務費の補正額のうち当課所管分は、18節負担金、補助及び交付金であり、本年度のスポーツに関する各種大会出場への補助対象者が当初の想定を上回ったことから所要額を計上したものであります。

以上で説明終わりますが、よろしく願いいたします。

### 牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第42号中、スポーツ推進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔スポーツ推進課退室、財政課入室〕

### 牟田学委員長

次に、議案第42号中、財政課所管の事項について、審査に入ります。

財政課長の説明を求めます。

### 小中財政課長

議案第42号のうち財政課の所管する事項について、御説明申し上げます。

今回は歳出がありませんので、歳入についてのみ御説明いたします。予算書の13ページを御覧ください。

第18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金の補正額は、補正第6号までの予算において繰り入れることとしていた財政調整基金の一部を今回の補正予算で減額となった一般財源で繰り戻すものであります。この繰り戻しによる令和4年度末の財政調整基金残高は、15億6567万3000円となる見込みであります。

14ページを御覧ください。同じく、4目市有施設整備基金繰入金の補正額は、歳出の第10款5項2目公民館費の脇本地区公民館の浄化槽修繕に充当するものであります。この繰入れによる令和4年度末の市有施設整備基金残高は、15億5899万3000円となる見込みであります。

以上で説明終わりますが、よろしくお願いいたします。

#### 牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第42号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔財政課退室〕

#### 牟田学委員長

以上で、所管課等への質疑が終了しました。

この際、現地調査について皆さんの御意見を伺います。

〔「必要なし」と呼ぶ者あり〕

必要なしとの御意見がありますので、現地調査は行わないことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、現地調査は行わないことに決しました。

ここで皆様に、再度質疑が必要であるかについて御意見を伺います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

御意見がありませんので、以上で質疑等を終結いたします。

質疑等が終了しましたので、採決に入ります。

念のため申し上げます。議案に対する賛成、反対の表明については、討論の中で行うようお願いいたします。

それでは、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、議案第42号、令和4年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、起立によって採決します。

議案第42号について、可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は、全て議了しました。

本日、採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成、委員長報告及び議会だより原稿の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、予算委員会を散会いたします。

(散会 午前11時25分)

予算委員会委員長 牟田 学